

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 1 4 号

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める
条例（平成 2 5 年函館市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 5 条第 4 項中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。